

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
3月9日
(火曜日)

目次

○規則	生活保護法施行細則の一部を改正する規則(厚政課).....	一
○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しなればならない区域の指定(環境政策課).....	一
	生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....	二
	生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課).....	二
	土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....	二
	漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....	二
	建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示の一部 改正(監理課).....	二
○公告	契約の締結(情報企画課).....	三
	県営滝ヶ浴地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....	三
	宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明(住宅課).....	三
○教委規則	山口県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則.....	三
○雑報	公文書の開示の状況の公表.....	四
	個人情報情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表.....	五



生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月九日

山口県規則第十号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和五十八年山口県規則第八号)の一部を次のように改正する。

- 別記第一号様式から別記第十二号様式までの規定中「㊦」を削る。
- 別記第十三号様式(その一)及び同様式(その二)中「㊦」を削り、同様式(その三)中「㊧」を削り、同様式(その三)中「㊨」を削る。
- 別記第十八号様式中「㊩」を削る。
- 別記第十九号様式及び別記第二十号様式中「㊪」を削る。
- 別記第二十一号様式中「㊫」を削り、同様式の注1を削り、同注2を同注とする。
- 別記第二十二号様式及び別記第二十三号様式中「㊬」を削る。
- 別記第二十四号様式中「㊭」を削り、同様式の注を削る。
- 別記第二十五号様式から別記第二十七号様式までの規定中「㊮」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第七十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和三年三月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五の四の一部、四五五五の二〇の一部、四五五五の三四の一部及び四五五五の三七の一部

二 特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレ

ン、一・二・ジクロロエチレン、一・三・ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年三月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

医 療 機 関 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひかり歯科クリニック	光市大字岩田二三四六の一	令和三、二、一

指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等 名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 等 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社天吉屋	熊毛郡上関町大字長島三九一	なぎさ訪問看護ステーション	柳井市余田一八	令和二、九、一

山口県告示第八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年三月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏 名	住 住 住 住 住	術 術 術 術 術	者 者 者 者 者	所 所 所 所 所	指 定 年 月 日
飯田 直	山口市東山一丁目三番九号				令和三、二、三
福田 篤志	大内御堀三六一二の一				

山口県告示第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年三月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
下関市吉田土地改良区	令和三、二、二五

山口県告示第八十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和三年三月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

浮島加入区	久賀加入区	大島町加入区	通津加入区
柱島加入区	神代加入区	大島加入区	平郡加入区
室津加入区	祝島加入区	平生町加入区	光加入区
下松加入区	櫛ヶ浜加入区	周南市西部加入区	秋穂加入区
宇部市東部加入区	宇部岬加入区	新宇部加入区	藤曲浦加入区
南風泊加入区	六連島加入区	蓋井島加入区	黒井加入区
角島加入区	長門加入区	大島加入区	見島加入区
須佐加入区			

山口県告示第八十三号

建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月九日

山口県知事 村岡 嗣 政

別記第一号様式、別記第五号様式及び別記第七号様式から別記第十四号様式までの規定中「㊦」を削る。



(六三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年三月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画情報企画課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

電子決裁機能追加に伴う電子県庁基幹システム(文書管理システム)改修業務一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和三年二月十二日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六 契約金額

三億二千百万千円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(六四) 県営滝ヶ浴地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営滝ヶ浴地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用

する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和三年三月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営滝ヶ浴地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年三月十日から同月二十九日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六五) 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により公告します。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがあります。

令和三年三月九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 称	代表者の氏名	事務所の所在地	免許番号	免許年月日
株式会社Higwood	渡辺 俊一	山口市糸米二丁目七番七号	山口県知事(一)第三五四二号	平成二八、六、二七



山口県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月九日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

山口県教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会聴聞手続規則（平成六年山口県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第六号様式までの規定中「㊦」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



公文書の開示の状況の公表

山口県情報公開条例（平成九年山口県条例第十八号）第二十三条の規定により、令和元年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。

令和三年三月九日

山口県知事 萩原 隆政

1 公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求又は申出の件数等 (単位 件)

開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
	開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
10,032 (47)	5,994 (40)	3,543 (3)	16 (2)	18 (1)	461 (1)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳 (単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				
		開 示	部分開示	非 開 示	未 処 理	そ の 他
総 務 部	361	40	308	0	2	11
総合企画部	48	22	22	0	0	4
産業戦略部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	290	217	40	0	0	33

健康福祉部	2,018 (2)	1,260 (1)	710 (1)	2	12	34
商工労働部	26	24	1	0	0	1
観光スポーツ文化部	487 (2)	56	428	3 (2)	0	0
農林水産部	884	851	11	0	0	22
土木建築部	4,289 (28)	2,965 (25)	1,128 (2)	5	0	191 (1)
計 画 局	3	0	3	0	0	0
計 算 局	8,406 (32)	5,435 (26)	2,651 (3)	10 (2)	14	296 (1)
議 会	53	52	0	0	0	1
教 育 委 員 会	261 (13)	213 (13)	42	3	0	3
選 挙 管 理 委 員 会	198	41	132	0	0	25
人 事 委 員 会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	0	0	0	0	0	0
警 察 本 部 長	956 (1)	137	688	3 (1)	3 (1)	125
労 働 委 員 会	0	0	0	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
日 本 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
瀬 戸 内 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	145 (1)	113 (1)	23	0	0	9
地 方 独 立 行 政 法 人	13	3	7	0	1	2
合 計	10,032 (47)	5,994 (40)	3,543 (3)	16 (2)	18 (1)	461 (1)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開示をしない理由の区分	部分開示	非開示	合計
法令秘密情報 (第1号)	4	4	8
個人情報情報 (第2号)	2,188 (3)	14 (2)	2,202 (5)
法人等情報 (第3号)	2,314 (3)	0	2,314 (3)

犯罪捜査等情報 (第4号)	238	2	240
意思形成過程情報 (第5号)	188 (1)	6	194 (1)
行政運営情報 (第6号)	734	3	737 (2)
協力・信頼関係情報 (第7号)	266 (1)	2	268 (3)
合議制機関等情報 (第8号)	1	0	1
合計	5,933 (8)	31 (6)	5,964 (14)

備考

- 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県情報公開条例第11条の号名である。
 - 「部分開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。
 - 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。
- 2 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況
 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立て又は不服の申出の件数	不服申立てに対する決定若しくは裁決又は不服の申出に対する回答				取下げ	審査中
	認容	一部認容	棄却	却下		
8 (19)	0 (1)	0	0 (3)	0 (3)	0 (3)	8 (9)

備考 () 内は、前年度末に審査中であつたものの件数であり、いずれも外数である。

個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表

山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第三十九条の規定により、令和元年度における個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況を次のとおり公表します。

令和三年三月九日

山口県知事 村岡 龍 政

- 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況
 個人情報の開示の請求及び口頭による開示の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(1) 開示の請求及び申出の件数等

(単位 件)

開示の請求及び申出の件数	処 理 状 況				その他
	開 示	部分開示	非開示	未処理	
開示の請求 193 (26)	269 (7)	189 (18)	0	5	30 (1)
開示の申出 14,944	14,944	0	0	0	0
合計 15,437 (26)	15,213 (7)	189 (18)	0	5	30 (1)

備考 () 内は、前年度末に未処理であつたものの件数であり、いずれも外数である。

(2) 実施機関別の内訳

(単位 件)

実施機関の区分	開示の請求又は申出の件数	処 理 状 況				その他
		開 示	部分開示	非開示	未処理	
総務部	2	2	0	0	0	0
総合企画部	1 (1)	1 (1)	0	0	0	0
産業戦略部	0	0	0	0	0	0
環境生活部	26	24	2	0	0	0
健康福祉部	98 (2)	72	15 (2)	0	2	9
商工労働部	35	35	0	0	0	0
観光スポーツ文化部	6	6	0	0	0	0
農林水産部	1	1	0	0	0	0
土木建築部	3	3	0	0	0	0
会計管理局	0	0	0	0	0	0
計	172	144	17	0	2	9
議 会	0	0	0	0	0	0
教育委員会	97 (3)	89 (3)	4	0	1	3
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
人事委員会	131	131	0	0	0	0
監 査 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 安 委 員 会	14,562 (12)	14,560 (1)	1	0	0	1

警 察 本 部 長	168 (4)	0	158 (4)	0	0	10
労 働 委 員 会	5	1	4	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0	0	0	0
日 本 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
瀬 戸 内 海 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0	0	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	302 (4)	288 (2)	5 (1)	0	2	7 (1)
合 計	15,437 (26)	15,273 (7)	189 (8)	0	5	30 (1)

備考 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(3) 開示をしない理由の内訳 (単位 件)

開 示 を し な い 理 由 の 区 分	部 分 開 示	非 開 示	合 計
法 令 秘 等 情 報 (第 1 号)	1	0	1
未 成 年 者 情 報 (第 2 号)	2	0	2
第 三 者 情 報 (第 3 号)	182	0	182
法 人 等 情 報 (第 4 号)	10	0	10
犯 罪 捜 査 等 情 報 (第 5 号)	29	0	29
意 思 形 成 過 程 情 報 (第 6 号)	0	0	0
評 価 ・ 選 考 等 情 報 (第 7 号)	2	0	2
行 政 運 営 情 報 (第 8 号)	76	0	76
協 力 ・ 信 頼 関 係 情 報 (第 9 号)	10	0	10
合 議 制 機 関 等 情 報 (第 10 号)	0	0	0
合 計	312	0	312

備考

1 「開示をしない理由の区分」欄の () 内は、山口県個人情報保護条例第16条の号名である。

2 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。

2 個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況

個人情報の訂正の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

訂正の請求の件数	処 理 状 況			そ の 他
	訂 正	非 訂 正	未 処 理	
0	0	0	0	0

3 個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況

個人情報の利用停止の請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

利用停止の請求の件数	処 理 状 況			そ の 他
	利 用 停 止	非 利 用 停 止	未 処 理	
0	0	0	0	0

4 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立ての件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位 件)

不服申立ての件数	不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 又 は 裁 決					取 下 げ 審 査 中
	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 却	下	
3 (9)	0	0	0 (4)	0	0	3 (5)

備考 () 内は、前年度末に審査中であったものの件数であり、いずれも外数である。